

○多賀城市公民館管理規則

昭和52年3月25日  
多教委規則第2号

[注] 昭和62年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定及び多賀城市公民館条例(昭和52年多賀城市条例第9号。以下「条例」という。)に基づき、多賀城市公民館(以下「公民館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 公民館においては、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年教育、婦人教育及び成人教育に関する学級、講習会等の実施に関すること。
- (2) 音楽、美術その他の文化活動に関すること。
- (3) 体育、レクリエーション等に関すること。
- (4) 各種の団体、機関等の連絡に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公民館の目的達成のために必要な事業の実施に関すること。  
(一部改正〔平成18年多教委規則9号〕)

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定による休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。
  - (2) 休日の翌日。ただし、土曜日及び日曜日に当たるときを除く。
  - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(全部改正〔昭和62年多教委規則2号〕、一部改正〔平成元年多教委規則7号・6年4号〕)

(開館時間)

第4条 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、山王地区公民館の庭球場を使用する場合で、日曜日、休日及び12月1日から翌年3月31日までに使用するときは、午前9時から午後5時までとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(全部改正〔昭和62年多教委規則2号〕、一部改正〔平成元年多教委規則7号・8年2号・19年8号・23年3号・25年2号〕)

(使用許可)

第5条 条例第5条第1項の規定により公民館の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、使用しようとする初日の前3月から前3日までの期間内に使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育長が特に必要と認めるときにあつては当該初日の前1年から、公民館の管理運営上支障がないと教育委員会が認めるときにあつてはこの項本文で定める期間が経過した後であつても、同項本文の規定による申請を行うことができる。

2 教育委員会は、前項の申請を適当と認めるときは、使用許可書(様式第2号)により許可するものとする。

(一部改正〔昭和62年多教委規則2号・平成元年7号・6年4号・18年9号・20年1号・23年1号・25年2号〕)

(使用者の遵守事項)

第6条 条例第6条第4号の規定により公民館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可を受けていない施設及び設備器具を使用しないこと。
- (2) 寄附の募集、物品の販売及び広告物の掲示配布等を行わないこと(第三者に行わせる場合も含む。)
- (3) 公民館内の秩序、風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- (4) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (5) 使用に係る施設内の秩序を保持するために必要な措置を講ずること。
- (6) その他教育委員会の指示に従うこと。

(一部改正〔昭和62年多教委規則2号・平成元年7号・11年2号・18年9号・23年3号〕)

(入退館の規制)

第7条 教育委員会は、第6条第3号に規定する者又は教育委員会の指示に従わない者があるときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(一部改正〔昭和62年多教委規則2号・平成元年7号〕)

(施設への立入り)

第8条 教育委員会は、公民館の管理上必要があるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。

(一部改正〔昭和62年多教委規則2号・平成元年7号・23年3号〕)

(施設器具等使用料)

第9条 条例別表第2号の表の市長が定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例別表備考5の市長が定める額は、別表第2のとおりとする。

(追加〔昭和62年多教委規則2号・23年3号〕)

(使用料の納入)

第10条 使用料は、使用許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(全部改正〔平成4年多教委規則3号〕、一部改正〔平成18年多教委規則9号・23年3号〕)

(使用料の返還)

第11条 条例第8条第3項ただし書の規定により既に納入された使用料(以下「既納使用料」という。)を返還する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は、既納使用料に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、既納使用料に条例別表第2号の表に規定する設備器具使用料又は条例別表備考5に規定する冷暖房機の使用に係る加算額(以下「設備器具使用料等」という。)が含まれている場合は、理由にかかわらず、当該設備器具使用料等の全額を返還する。

(1) 公用又は管理上の都合により使用の許可が取り消された場合 10割

(2) 天災その他使用者の責めによらない理由により使用できない場合 10割

(3) 使用者が使用日の前3日までに使用の取消しを申し出た場合 5割

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(全部改正〔平成18年多教委規則9号〕、一部改正〔平成23年多教委規則3号〕)

(使用料の減免)

第12条 条例第9条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、使用料(使用料に設備器具使用料等が含まれている場合は、当該設備器具使用料等を除く。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 市が主催する行事に使用するとき 10割

(2) 教育長が認める団体が総会、役員会、研修会等の行事に使用するとき 10割

(3) 教育長が認める団体に加入している団体等が、その事業のために使用するとき 5割

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育長が特に認める行事に使用するとき 5割

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号までに規定する行事又は事業の実施に際し入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、使用料の免除は行わない。

3 第1項第3号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会に対し登録の申請をしなければならない。

4 第1項第2号及び第4号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第4号)を使用許可申請書に添えて提出しなければならない。

(全部改正〔平成6年多教委規則4号〕、一部改正〔平成18年多教委規則9号・19年7号・23年3号〕)

(き損の届出等)

第13条 使用者は、公民館の施設、設備又は器具等をき損、亡失又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・23年3号〕)

(使用後の届出)

第14条 使用者は、公民館の使用を終了したときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・23年3号〕)

(指定管理者による管理)

第15条 条例第11条第1項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合は、第3条第2項及び第4条第2項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、公民館の管理上必要があると認めると

きは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、公民館の休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は開館時間を変更することができる。

- 2 条例第11条第1項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合における第5条から第8条まで、第13条及び様式第1号から様式第4号までの規定の適用については、第5条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第6条から第8条まで及び第13条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「多賀城市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号中「多賀城市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第4号中「多賀城市教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(追加〔平成23年多教委規則3号・25年2号〕)

(利用料金の返還)

- 第16条 条例第13条第4項ただし書の規定による利用料金の返還については、第11条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「条例第8条第3項ただし書」とあるのは「条例第13条第4項ただし書」と、「納入された使用料」とあるのは「納入された利用料金」と、「既納使用料」とあるのは「既納利用料金」と、「条例別表第2号の表に規定する設備器具使用料又は条例別表備考5に規定する冷暖房機の使用に係る加算額」とあるのは「条例別表第2号の表に規定する設備器具使用料又は条例別表備考5に規定する冷暖房機の使用に係る加算額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める設備器具又は冷暖房機の使用に係る利用料金」と、「設備器具使用料等」とあるのは「設備器具利用料金等」と読み替えるものとする。

(追加〔平成23年多教委規則3号〕)

(利用料金の減免)

- 第17条 条例第13条第5項の規定により指定管理者が利用料金を免除することができるのは、次に掲げる場合に該当すると認めるときとする。

- (1) 市が主催する行事に使用するとき
- (2) 教育長が認める団体が総会、役員会、研修会等の行事に使用するとき
- (3) 教育長が認める団体に加入している団体等が、その事業のために使用するとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育長が特に認める行事に使用するとき

- 2 指定管理者は、条例第13条第5項の規定による利用料金の免除をするときは、第12条の規定による使用料の免除の例により、利用料金の免除をするものとする。

(追加〔平成23年多教委規則3号〕)

(委任)

- 第18条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定めるものとする。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・23年3号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。  
(関係規則、規程の廃止)
- 2 次に掲げる規則、規程は、廃止する。
  - (1) 多賀城市公民館規則(昭和35年多教委規則第2号)
  - (2) 多賀城市公民館分館規程(昭和35年多教委訓令第1号)

附 則(昭和54年3月10日多教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和54年6月1日から施行する。  
(関係規程の廃止)
- 2 多賀城市公民館処務規程(昭和47年多教委訓令第4号)は、廃止する。

附 則(昭和55年3月4日多教委規則第2号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月4日多教委規則第2号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月1日多教委規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の多賀城市公民館管理規則第13条の規定は、昭和62年9月1日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に限る使用料については、なお従前の例による。  
附 則(昭和63年4月1日多教委規則第3号)  
この規則は、昭和63年4月1日から施行する。  
附 則(平成元年2月27日多教委規則第1号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成元年6月28日多教委規則第7号)  
この規則は、平成元年7月1日から施行する。  
附 則(平成2年3月26日多教委規則第6号)  
この規則は、平成2年4月1日から施行する。  
附 則(平成4年2月20日多教委規則第3号)  
(施行期日)
  - 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この規則の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
附 則(平成5年11月30日多教委規則第7号)  
この規則は、平成5年12月1日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。  
附 則(平成6年6月27日多教委規則第4号)  
(施行期日)
    - 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
    - 2 この規則による改正後の多賀城市公民館管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
附 則(平成8年1月29日多教委規則第2号)  
(施行期日)
      - 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
      - 2 この規則の施行の際現に多賀城市公民館条例及び多賀城市体育施設条例の一部を改正する条例(平成7年多賀城市条例第19号)による改正前の多賀城市体育施設条例(昭和63年多賀城市条例第11号)第4条の使用許可(多賀城市山王庭球場に係るものに限る。)を受けている者の当該使用許可に係る使用料の納入、返還及び減免の取扱いについては、なお従前の例による。  
附 則(平成9年2月25日多教委規則第1号)  
(施行期日)
        - 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。  
(経過措置)
        - 2 この規則の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
附 則(平成11年3月31日多教委規則第2号)  
この規則は、平成11年4月1日から施行する。  
附 則(平成14年1月31日多教委規則第2号)  
この規則は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則(平成18年1月31日多教委規則第2号)  
(施行期日)
          - 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(経過措置)
          - 2 この規則による改正後の多賀城市民会館条例施行規則及び多賀城市公民館管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた使用に係る設備器具使用料及び冷暖房使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る設備器具使用料及び冷暖房使用料については、なお従前の例による。  
附 則(平成18年12月25日多教委規則第9号)  
(施行期日)
            - 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の第13条第1項の規定は、この規則の施行の日以後にされる使用許可の申請に基づく使用料の減免について適用し、同日前にされた使用許可の申請に基づく使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成19年6月29日多教委規則第7号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成19年10月29日多教委規則第8号)

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年1月30日多教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日多教委規則第3号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存する帳票類は、当分の間、必要な調整を行い、使用することができる。

附 則(平成23年2月22日多教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存する帳票類は、当分の間、必要な調整を行い使用することができる。

附 則(平成24年5月24日多教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年11月22日多教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日多教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の多賀城市公民館管理規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前までの許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月29日多教委規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月26日多教委規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月24日多教委規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月26日多教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の多賀城市民会館条例施行規則別表第1及び別表第2並びに第2条の規定による改正後の多賀城市公民館管理規則別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前までの許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第9条関係)

(全部改正〔平成24年多教委規則4号〕、一部改正〔平成28年多教委規則5号・令和元年4号〕)

設備器具使用料

品名	単位	金額	摘要
七宝電気炉	1台	350円	中央公民館備付け

16mm映写機(スクリーン付)	1台	1,100円	スクリーン付き
OHP映写機(スクリーン付)	1台	350円	スクリーン付き
ビデオテレビ	1台	350円	(1) VHS・DVD対応 (2) スクリーン付き
プロジェクター	1台	950円	スクリーン付き
カセット付CDプレーヤー	1台	200円	
拡声装置	1式	2,100円	マイク・スタンド付き
茶道具(茶室)	1式	3,000円	
茶道具(和室)	1式	700円	
陶芸窯	1回	7,500円	(1) 素焼、又は本焼1回につき (2) 中央公民館備付け
移動式拡声装置(館外貸出し)	1式	2,100円	1日につき
16mm映写機(館外貸出し)	1式	3,000円	(1) 1日につき (2) スクリーン付き

別表第2(第9条関係)

(全部改正〔平成18年多教委規則2号〕、一部改正〔平成18年多教委規則9号・23年3号・28年10号・29年2号・令和元年4号〕)

冷暖房機を使用するときの加算額

区分		冷房使用料 (1時間当たり)	暖房使用料 (1時間当たり)
中央 公民 館	第1会議室	200円	200円
	第2会議室	200円	200円
	第3会議室	200円	200円
	第4会議室	350円	350円
	第5会議室	200円	200円
	第1和室	200円	200円
	第2和室	200円	200円
	第3和室	200円	200円
	茶室	200円	200円
	料理実習室	350円	350円
	創作室	400円	800円
	児童創作室	200円	300円
	会議室	350円	350円
山王 地区 公民 館	体育館(プレイルーム)	150円	150円
	第1児童室兼創作室	200円	200円
	第2児童室兼創作室	200円	200円
	第1和室	200円	200円
	第2和室	200円	200円
	第3和室	200円	200円
	調理講座室	350円	350円
	第1会議室	200円	200円
	第2会議室	200円	200円
	第3会議室	200円	200円
	講座室	200円	200円

	視聴覚室	350円	350円
大地区 公民館	第1和室	200円	200円
	第2和室	200円	200円
	第3和室	200円	200円
	調理室	200円	200円
	第1会議室	350円	350円
	第2会議室	200円	200円
	視聴覚室	200円	200円

備考 冷暖房機を使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間に切り上げる。  
様式第1号(第5条関係)

(全部改正〔平成28年多教委規則5号〕)

公民館使用許可申請書

多賀城市教育委員会 殿

年月日

申請者 住所

氏名  
電話

代表者 住所

氏名  
電話

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

使用年月日 明細状態	施設 使用内容	基本料金
上記のとおり許可する。		決 裁 欄





公民館使用料返還申請書

多賀城市長 殿	年月日
申請者 住所	
氏名	
電話	
代表者 住所	
氏名	
電話	

下記の理由により使用料の返還を受けたいので申請します。

使用年月日 明細状態	施設 使用内容	基本料金

<b>【理由】</b>			

上記の申請内容を適当と認め還付する。

決裁欄					
-----	--	--	--	--	--

